

福岡市開発行為の許可等に関する条例第9条第2項に基づく区域等を次のように指定する。

- 1指定する区域
 2指定する建築物
- 別図に示す、福岡市西区今津4番1ほか350筆
 (1) 建築基準法施行令第130条の3に規定する兼用住宅
 (2) 建築基準法別表第2(ろ)項第2号に規定する店舗等

別図
 (区域指定の区域図)

境界説明表	
区分	説明
①-②	見通し界(②-③延長)
②-③	地番界
③-④	見通し界(②-③延長)
④-⑤	道路中心
⑤-⑥	見通し界(⑥-⑦延長)
⑥-⑦	地番界
⑦-⑧	見通し界(⑥-⑦延長)
⑧-⑨	道路中心
⑨-⑩	見通し界(⑩-⑪延長)
⑩-⑪	地番界
⑪-⑫	見通し界(⑩-⑪延長)
⑫-⑬	道路中心
⑬-⑭	見通し界(⑭-⑮延長)
⑭-⑮	地番界
⑮-⑯	見通し界(⑭-⑮延長)
⑯-⑰	道路中心



以下の区域については、区域から除外する。
 ①災害危険区域
 ②土砂災害警戒区域
 ③地すべり防止区域
 ④急傾斜地崩壊危険区域
 ⑤浸水被害防止区域
 ⑥浸水想定区域のうち、洪水等が発生した場合に、建築物の損壊や浸水により、住民の生命等に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域(想定浸水深3m以上)

A3 --- 1/2500
 (A4 --- 1/3540)

